

擁壁工（積算編）

秋田県 I C T活用モデル工事（擁壁工）実施要領（積算編）

1. 適用範囲

1－1 本資料は、3次元設計データを活用した擁壁工（以下、擁壁工（I C T））に適用する。

1－2 この実施要領（積算編）は、秋田県建設部が所管する建設工事に適用する。

2. 適用工種

擁壁工

3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。

4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

（1）3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における費用の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

・共通仮設費率補正係数：1.2

・現場管理費率補正係数：1.1

※小数点第3位四捨五入2位止め

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1）～5）とし、それ以外の、I C T活用モデル工事（擁壁工）実施要領に示すその他の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

1）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

2）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

4）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

5）上記1）～4）に類似する3次元計測技術を用いた出来形管理

（2）費用計上にあたっての留意事項

1）3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が（1）で算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用とする。

2）受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

附 則（令和5年9月14日技管－449）

この実施要領は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和6年9月11日技管－411）

この実施要領は、令和6年10月1日から施行する。